

北陸電力健康保険組合
平成31年2月18日

組 合 報

公告第762号

付加給付支給規程の廃止・新設について

北陸電力健康保険組合付加給付支給規程を下記のとおり改正しましたので、公告いたします。

なお、条文の追加および削除等を伴うため、現行支給規程を廃止して、新支給
手続規程を制定しました。

記

1. 主な改正内容（現行規程との変更点）

- (1) 付加給付の種類に関する条項を改正する。
- (2) 付加金は診療報酬明細書のデータ等を組合が受領したときに、被保険者から請求があったものとみなすとする条項を追加する。
- (3) 付加金の支払時期および支払方法に関する条項を新設する。
- (4) この規程の廃止・新設は平成31年3月1日より施行する。

（改正内容の詳細は新旧対比を参照）

平成31年2月18日
北陸電力健康保険組合
理事長 北村 和久

北陸電力健康保険組合付加給付支給規程新旧対比

(下線は変更箇所を示す)

(新：制定)	(旧：廃止)	備 考
<p style="text-align: center;">北陸電力健康保険組合付加給付支給規程</p> <p><u>第1条 (目 的)</u> この規程は、<u>組合規約第 55 条の規定による付加金の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。</u></p> <p><u>第2条 (付加給付の種別)</u> 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。 <u>(1) 訪問看護療養費付加金</u> <u>(2) 家族訪問看護療養費付加金</u> <u>(3) 家族療養費付加金</u> <u>(4) 合算高額療養費付加金</u></p> <p><u>第3条 (請求形式)</u> 前条に定める付加金の請求は、<u>社会保険診療報酬支払基金を経由する訪問看護療養費明細書、診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき当該被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。</u></p> <p><u>第4条 (支給時期)</u> 付加金は、<u>毎月 1 回支給する。</u></p> <p><u>第5条 (支払方法)</u> 付加金は、<u>銀行振込により支給する。</u></p> <p>附 則 <u>この規程の廃止、新設は平成 31 年 3 月 1 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">北陸電力健康保険組合付加給付支給規程</p> <p>第1条 北陸電力健康保険組合規約第 55 条の規定による付加給付はこの規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 訪問看護療養費付加金の支給を受けようとする者は、訪問看護療養費付加金請求書を組合に提出しなければならない。 2 組合は、法第 88 条の規定により訪問看護療養費を支給した者に対しては、第1項にかかわらずその被保険者にかかる訪問看護療養費明細書を訪問看護療養費付加金請求書とみなす。</p> <p>第3条 法第 111 条の規定による家族訪問看護療養費付加金の支給については第2条を準用する。</p> <p>第4条 合算高額療養費付加金の支給を受けようとする者は、合算高額療養費付加金請求書を組合に提出しなければならない。 2 組合は法第 115 条の規定により合算高額療養費を支給した者に対しては、第1項にかかわらず被保険者またはその被扶養者にかかる診療報酬明細書または調剤報酬明細書を合算高額療養費付加金請求書とみなす。</p> <p>第5条 法第 110 条の規定による家族療養費付加金の支給については第4条を準用する。</p>	<p>・健保連規約・規程例に準拠した表現に修正</p> <p>・健保連規約・規程例に準拠した表現に修正</p> <p>・健保連規約・規程例に準拠した表現に修正 ・被保険者からの請求形式を明確化</p> <p>・付加金の支給時期を明確化</p> <p>・付加金の支払方法を明確化</p>